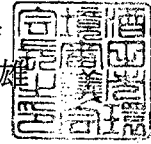


令和4年2月14日

酒田市長 丸山 至 殿

酒田市環境審議会
会長 今田 哲雄



答 申 書

令和4年1月24日付酒環発第282号にて諮問のあった下記の環境影響評価方法書に関する参考意見について、下記のとおり答申します。

記

(仮称) 山形県遊佐沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書
遊佐沖洋上風力発電に係る環境アセスメント共同実施コンソーシアム

- (1) 環境省の調査による洋上風力発電に係る遊佐町沖環境アセスメント情報の提供を受けた場合、方法書の調査項目における調査方法と差異がある部分については、準備書提出前に公表すること
- (2) 海水温は魚類等に対して様々な影響があると考えられることから、風力発電所の設置前後の水温の変化について予測調査すること
- (3) 動物への影響について、専門家へのヒアリングや現地調査により生息状況を把握した上で、バードストライク等の影響を極力回避する風車の配置や構造等を採用すること
また回避できない場合は、影響が大きい時期や時間帯の稼働調整も含めた影響低減策を検討すること
- (4) 魚類の調査方法として、調査する魚の種類によって魚の採捕手段等が異なるため、漁具・漁法については漁業者や専門家に十分にヒアリングを行い、適切な予測調査・評価手法を示すこと
- (5) 遊佐町の月光川水系にはサケの採卵・孵化場があることから、事業実施想定区域より北側の海域も含めて魚類の生息調査を実施すること
また、特に稚魚の放流時期や成魚の回帰時期についての影響評価を行うこと
- (6) 水中騒音を評価項目に追加し、測定調査方法については、海洋音響学会から発行された「海中音の計測手法・評価手法のガイダンス」を参考にして適切に調査すること
- (7) 現在、景観評価に活用されているガイドラインは送電鉄塔のものであることから、風力発電設備を想定した新たな評価手法を検討し、調査、予測、評価を行うこと
また景観の予測評価についての専門家への聴き取りにおいて、「景観対策ガイドライン(案)(昭和56年 UHV送電特別委員会環境部会立地分科会)」を引用することを妥当とした客観的な根拠について明示すること

- (8) フォトモンタージュ法について、建造物が見えるエリアと見えないエリアを整理して明示し、夕日の見える時間や気候等の条件を変えて色々なパターンで予測評価した上で、景観の変化の影響度合いを誰もが同じように判断できるような、客観的で適切な評価手法を示すこと
- (9) 景観の予測評価において、眺望点ごとの垂直見込角を示し、影響を適切に整理すること
また垂直見込角が12度以上となる範囲として整理している記載について、垂直見込角が10度以上となる範囲として整理、修正すること
- (10) 人と自然との触れ合いの活動の場の予測評価手法について、直接改変による影響の有無に限らず、利用者が活動の場で体感する眺望景観の変化や騒音等についても追加すること
- (11) 事業の位置・規模、建造物の配置・構造等に関する複数の事業計画を速やかに確定後、事業計画に相応した予測評価手法を示し、環境影響の比較検討を行うこと

以上